

地方創生に関する国の動きについて

■ 沿革

- 平成 26 年 6 月
 - ・「経済財政運営と改革の基本方針 2014」、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定。その中で、50 年後も 1 億人程度の安定した人口構造の保持を目指すとしました。
- 平成 26 年 9 月
 - ・まち・ひと・しごと創生本部の設置を閣議決定。第 1 回の本部会合、まち・ひと・しごと創生会議が開催されました。
- 平成 26 年 11 月
 - ・まち・ひと・しごと創生法が参議院で可決、成立。法には、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることや、市町村が「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めることなどが規定されました。
- 平成 26 年 12 月
 - ・法第 8 条に基づき策定された、国の「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定が行われました。

(※) まち・ひと・しごと創生法第 10 条

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

■ 国制度の概要

(1) 長期ビジョン

- ・日本の人口の現状と将来の姿を示すことで、人口減少をめぐる問題に関して、国民の認識の共有化を図ろうとするものです。また、今後目指すべき将来の方向性を提示しています。

【主な記載事項（抜粋）】

- ・現状の人口分析と平成 72 年（2060 年）までの将来展望
 - ・若い世代の希望を実現させることで、国内の出生率が 1.8 程度に向上
 - ・人口減少に歯止めをかけることにより、2060 年に 1 億人程度の人口を維持
- ⇒合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度となったケースを長期的な見通しとして示しています。

(2) 総合戦略

- ・長期ビジョンを踏まえ、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策がまとめられています。
- ・日本の人口減少と地域経済縮小の克服のため、「東京一極集中」の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決、の 3 つの視点から全国的な取り組みを進めていくとしています。

【主な記載事項（抜粋）】

- ・まち・ひと・しごと創生の政策 5 原則
 - ①自律性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視
 - ・4 つの基本目標
 - ①地方における安定した雇用を創出する
 - ②地方への新しいひとの流れをつくる
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- ⇒総合戦略に掲げられた施策等については、効果の達成度を検証するために、「基本目標」や「KPI（重要業績評価指標）」と呼ばれる数値目標が設定されています。

☞地方創生法第 10 条に基づき、国のビジョン及び総合戦略等を勘案しながら、本市においても計画期間を平成 27 年度から 31 年度までとする①大和市版人口ビジョン、②総合戦略の策定を進めていきます。